

古宇利島観光拠点施設建設工事（電気） （飲食施設・パーゴラ改修その１）

図面目録		
図面番号	図面名称	縮尺
E ― 〇 1	特記仕様書 その 1	――
E ― 〇 2	特記仕様書 その 2	――
E ― 〇 3	特記仕様書 その 3	――
E ― 〇 4	幹線設備系統図	――
E ― 〇 5	幹線設備平面図	A1 1:100 / A3 1:200
E ― 〇 6	分電盤・動力盤 負荷表	――
E ― 〇 7	電灯設備平面図	A1 1:100 / A3 1:200
E ― 〇 8	コンセント設備平面図	A1 1:100 / A3 1:200
E ― 〇 9	弱電設備系統図	――
E ― 1 0	弱電設備平面図	A1 1:100 / A3 1:200
E ― 1 1	火災報知設備系統図・平面図	A1 1:100 / A3 1:200

令和元年度
今帰仁村 建設課

工事名称	古宇利島観光拠点施設建設工事(建築)(飲食施設・パーゴラ改修その1)					工事年度	令和元年度
工事場所	今帰仁村字古宇利島地内					図面名称	表紙・図面目録
発注機関	今帰仁村建設課					縮 尺	――
摘 要						図面番号	E-00
	課 長	副主幹	主任技師	技 師	担当者	名 称	株式会社 国建
						資格者氏名	管理建築士 松山 喜治
						登録番号	一級建築士 (大臣)登録第114946号 一級建築士事務所(包番)登録第194-71号
						所 在 地	那覇市久茂地1丁目2番20号

※ () はA3版の縮尺

平成28年版 建築工事特記仕様書【電気設備工事編】 沖縄県土木建築部

制定 平成30年6月30日
最終改定 令和元年6月12日

1 工事概要
(1) 工事名 : 古宇利島観光拠点施設建設工事(電気)(飲食施設・パーゴラ改修その1)
(2) 工事場所 : 今帰仁村古宇利地内
(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (㎡)	用途区分
			消防法施行令別表第一
古宇利島観光拠点施設(飲食施設)	ＲＣ造 地上１階	500.00	(16) 項 イ
古宇利島観光拠点施設(パーゴラ)	ＲＣ造 地上１階	81.00	(15) 項
計		581.00	

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外			
	飲食施設	パーゴラ		屋外
電灯設備	○	○		
動力設備		○		
電熱設備				
雷保護設備				
受変電設備				
電力貯蔵設備				
発電設備				
構内情報通信網設備	○	○		
構内交換設備	○	○		
情報表示設備				
映像・音響設備				
拡声設備				
誘導支援設備				
テレビ共同受信設備	○	○		
監視カメラ設備				
駐車場管制設備				
防犯・入退室管理設備				
火災報知設備	○	○		
中央監視制御設備				
構内配電線路				○
構内通信線路				○
テレビ電波障害防除設備				
発生材処理				
撤去工事				
軽微な機械設備工事				
軽微な建築工事				

2 本工事の設計時期
本工事の設計書は、令和元年6月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び平成31年4月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様
(1) 標準仕様書等
ア 図面及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、すべて官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（平成31年版）（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（平成31年版）（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（平成31年版）（以下「標準図」という。）による。
イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）による。
(2) 特記仕様
ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
ウ 項目に記載の（ . . . ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他
(1) 公共事業労務費調査に対する協力
ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策
受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ワンダーレスポンスの実施
ア この工事はワンダーレスポンス実施対象工事である。ワンダーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監督業務の一部委託
ア 本工事は、うるま市契約規則第19条1項の規定に基づき、発注者又は建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第9条に基づく監督員（以下「監督員」という。）が行う監督業務の一部を委託し、職員以外のもの（以下「管理技術者等」という。）が監督業務の一部を実施する。

イ 受注者又は契約書第10条に定める現場代理人及び主任技術者等（以下「現場代理人等」という。）は、管理技術者等が監督員に代わり現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。

ウ 監督員から現場代理人等に対する指示又は通知等は管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。

エ 監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて
本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用
本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用
受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について
本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について
ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する

こと。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について
ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて
ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

工事名称	古宇利島観光拠点施設建設工事（電気） （飲食施設・パーゴラ改修その1）	工事年度	令和元年度
工事場所	今帰仁村古宇利島地内	図面名称	特記仕様書（1）
発注機関	今帰仁村建設課	縮 尺	—
摘 要		図面番号	E-01
検 印	管理建築士	設 計	設 名 称 株式会社 国建
		製 図	資格者氏名 管理建築士 松山 善治
			登録番号 一般建築士 (大分) 登録第114948号
			一級建築士事務所 (松山) 登録第194-71号
			所 在 地 那覇市久茂地1丁目2番20号

項目		特記事項	項目		特記事項	項目		特記事項								
一般共通事項																
○ 1	工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。			※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。											
○ 2	適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修） ※営繕工事写真撮影要領（平成28年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業評価名簿（一般社団法人公共建築協会） ※			イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約校期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。											
○ 3	別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。			(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していないなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。			<table><tr><td></td><td>発生材の種類及び処理方法</td></tr><tr><td>引渡しを要するもの</td><td>○無 ・有（図示）</td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>○無 ・有（図示） ※現場調査を行う</td></tr><tr><td>再利用を図るもの</td><td>○無 ・有（図示）</td></tr></table> (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」（コブリス）という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する廃棄物に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。		発生材の種類及び処理方法	引渡しを要するもの	○無 ・有（図示）	特別管理産業廃棄物	○無 ・有（図示） ※現場調査を行う	再利用を図るもの	○無 ・有（図示）
	発生材の種類及び処理方法															
引渡しを要するもの	○無 ・有（図示）															
特別管理産業廃棄物	○無 ・有（図示） ※現場調査を行う															
再利用を図るもの	○無 ・有（図示）															
○ 4	工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	○ 10 主任技術者等の資格		(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建設部門に合格した者 ・資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者											
5	工事の余裕期間	(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 (5) 受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。	11 施工条件 (1.3.3)		施工条件は、図示及び以下による。 ()											
6	概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、平成 年 月 日までに完了すること。			国道5路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（平成18年12月1日沖縄県公安委員会告示第163号）											
○ 7	施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。	○ 12 交通安全管理 (1.3.6)													
○ 8	設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。	○ 13 施工中の環境保全等 (1.3.8)		(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施設第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260KW） ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン	○										
○ 9	施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合7,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から平成 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	○ 14 発生材の処理等 (1.3.9)		適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など） (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。	15 工事の保険等										

工事名称	古宇利島観光拠点施設建設工事（電気） （飲食施設・バーゴラ改修その1）			工事年度	令和元年度	
工事場所	今帰仁村宇古宇利島地内			図面名称	特記仕様書（2）	
発注機関	今帰仁村建設課			縮 尺	－	
摘 要				図面番号	E－02	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	株式会社 国建	
				資格者氏名	管理建築士 松山 善治	
				登録番号	一般建築士 登録第114948号 一般建築士事務所（監事）登録第194－71号	
				所 在 地	那覇市久茂地1丁目2番20号	

※（ ）はA3版の縮尺

項目

特記事項

項目

特記事項

特記事項

別表ー1（関連工事との取り扱い）

工事内容

本工事

別途工事

機器の基礎

屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）

屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）

屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）

架台、アンカーボルト

貫通スリーブ（はり、床、壁）

スリーブ

補強鉄筋

スリーブの穴埋め

箱入れ（はり、床、壁）

箱入れ

補強鉄筋

型枠の穴埋め

天井、壁の切り込み

下地組み、ボード類切り込み（埋込照明器具、スピーカー等）

開口部補強

インサート

換気扇の取付枠

電気配管配線

機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線

機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線

天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管

上記の配線

パッケージ型空調和機などで屋内機と屋外機との間の配管

上記の配線

電極棒及びフロートスイッチの本体

上記の配管、配線

電気配管

電気配線

電源供給

浄化槽

操作盤までの1次側電気工事

操作盤以降の2次側電気工事

建具類駆動装置

建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ

上記の配管

自動閉鎖装置

自動閉鎖装置取り付け箇所

上記の配管、配線

※配線は接続を含むものとする。

項目

特記事項

項目

特記事項

項目

特記事項

別表ー1（関連工事との取り扱い）

工事内容

本工事

別途工事

機器の基礎

屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）

屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）

屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）

架台、アンカーボルト

貫通スリーブ（はり、床、壁）

スリーブ

補強鉄筋

スリーブの穴埋め

箱入れ（はり、床、壁）

箱入れ

補強鉄筋

型枠の穴埋め

天井、壁の切り込み

下地組み、ボード類切り込み（埋込照明器具、スピーカー等）

開口部補強

インサート

換気扇の取付枠

電気配管配線

機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線

機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線

天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管

上記の配線

パッケージ型空調和機などで屋内機と屋外機との間の配管

上記の配線

電気配管

電気配線

電源供給

浄化槽

操作盤までの1次側電気工事

操作盤以降の2次側電気工事

建具類駆動装置

建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ

上記の配管

自動閉鎖装置

自動閉鎖装置取り付け箇所

上記の配管、配線

※配線は接続を含むものとする。

工事名称	古宇利島観光炭炭施設建設工事（電気） （飲食施設、バー・パゴダ改修その1）			工事年度	令和元年度	
工事場所	今帰仁村古宇利島地内			図面名称	特記仕様書（3）	
発注機関	今帰仁村建設課			図面尺	—	
摘 要				図面番号	E-03	
検 印	管理建築士			設 名 称	株式会社 国建	
	設 計			資格者氏名	管理建築士 松山 善治	
	製 図			登録番号	一般建設士（大宅）登録第114948号 一般建設士（島根）登録第194-971号	
				所 在 地	那覇市久志地1丁目2番20号	



施設古宇利サピセンター

電力：電力引込～引込開閉器盤2
EM-CET14ag (HIVE42 高圧) 103W (引込開閉器盤2)
EM-CET22ag (HIVE54 高圧) 303W (引込開閉器盤2)

P B: 800X300X300 (SUS WP)
通信：ブルボックス～端末手機
○ (HIVE14 高圧) 便座施設電源支援
通信：H1-9～ブルボックス
○ (FEP60 高圧) 便座施設電源支援
○ (FEP60 高圧) 準備用
掘削断面図：A

通信：H1-9～H2
○ (FEP60 高圧) 準備用
○ (FEP60 高圧) 便座施設電源支援

電力：メーター盤 ～ 各ブース電灯盤
EM-CET-3C E3 5ag (FEP30 高圧) 103W 飲食L-5
EM-CET-3C E3 5ag (FEP30 高圧) 103W 飲食L-4
EM-CET-3C E3 5ag (FEP30 高圧) 103W 飲食L-3
EM-CET-3C E3 5ag (FEP30 高圧) 103W 飲食L-2
EM-CET-3C E3 5ag (FEP30 高圧) 103W 飲食L-1
EM-CET-3C E3 5ag (FEP30 高圧) 103W 更衣L

引込開閉器盤1
別図参照
掘削断面図
掘削断面図

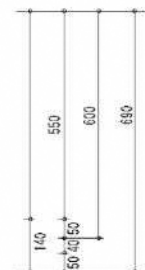
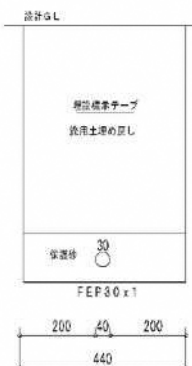
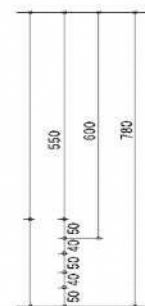
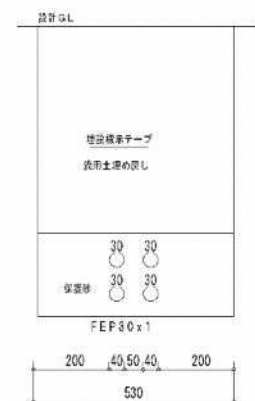
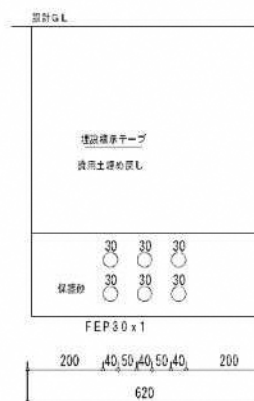
単相引込

平面図

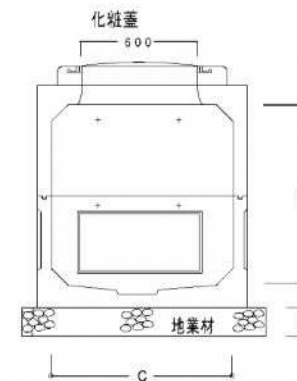
□：地中線埋設機(鉄製)

注) サイズは下記とする。(C×C×D)
H1-9: H-0609: 600×600×900

ハンドホール姿図(参考)
NO SCALE



埋設配管敷設断面図(参考)
NO SCALE



工事名称	古宇利島観光拠点施設建設工事(電気) (飲食施設・バーゴラ改修工事の1)	工事年度	令和元年度
工事場所	今帰仁村古宇利島地内	図面名称	幹線設備平面図
発注機関	今帰仁村建設課	縮尺	1/100 (1/200)
描 画	管理建築士 設 計 製 図	図面番号	E-05
機 印	管理建築士 設 計 製 図	設 計 者	松山 晋治
		所 在 地	那覇市久米地1丁目2番20号

※()はA3巻の縮尺

飲食施設 プース内分電盤

器具名	主幹用器 (AF/AT)	回路番号	配線用遮断器 AF/AT	電 圧 (V)	負荷容量			備 考
					照明 (VA)	コンセント (VA)		
飲食L-1 1φ3W 200/100V CEB-3C 調湿型、壁掛型	MCCB 3P 50/50 7,000VA	①	ELCB 2P 50/20	100	400			照明・熱風
		②	ELCB 2P 50/20	100		800		冷蔵庫
		③	MCCB 2P 50/20	100		650		炊飯器等
		④	MCCB 2P 50/20	100		300		テレビ機
		⑤	ELCB 2P 50/20	100		800		エアコン
		⑥	ELCB 2P 50/20	100		50		ガス給湯器
		⑦	(ELCB 2P 50/20)	(200)		(3,000)		予備スペース(電致型)
		⑧	(ELCB 2P 50/20)	(100)		(1,000)		予備スペース
					計	400	6,600	
飲食L-2 1φ3W 200/100V CEB-3C 調湿型、壁掛型	MCCB 3P 50/50 7,000VA	①	ELCB 2P 50/20	100	400			照明・熱風
		②	ELCB 2P 50/20	100		800		冷蔵庫
		③	MCCB 2P 50/20	100		650		炊飯器等
		④	MCCB 2P 50/20	100		300		テレビ機
		⑤	ELCB 2P 50/20	100		800		エアコン
		⑥	ELCB 2P 50/20	100		50		ガス給湯器
		⑦	(ELCB 2P 50/20)	(200)		(3,000)		予備スペース(電致型)
		⑧	(ELCB 2P 50/20)	(100)		(1,000)		予備スペース
					計	400	6,600	
飲食L-3 1φ3W 200/100V CEB-3C 調湿型、壁掛型	MCCB 3P 50/50 7,000VA	①	ELCB 2P 50/20	100	400			照明・熱風
		②	ELCB 2P 50/20	100		800		冷蔵庫
		③	MCCB 2P 50/20	100		650		炊飯器等
		④	MCCB 2P 50/20	100		300		テレビ機
		⑤	ELCB 2P 50/20	100		800		エアコン
		⑥	ELCB 2P 50/20	100		50		ガス給湯器
		⑦	(ELCB 2P 50/20)	(200)		(3,000)		予備スペース(電致型)
		⑧	(ELCB 2P 50/20)	(100)		(1,000)		予備スペース
					計	400	6,600	
飲食L-4 1φ3W 200/100V CEB-3C 調湿型、壁掛型	MCCB 3P 50/50 7,000VA	①	ELCB 2P 50/20	100	400			照明・熱風
		②	ELCB 2P 50/20	100		800		冷蔵庫
		③	MCCB 2P 50/20	100		650		炊飯器等
		④	MCCB 2P 50/20	100		300		テレビ機
		⑤	ELCB 2P 50/20	100		800		エアコン
		⑥	ELCB 2P 50/20	100		50		ガス給湯器
		⑦	(ELCB 2P 50/20)	(200)		(3,000)		予備スペース(電致型)
		⑧	(ELCB 2P 50/20)	(100)		(1,000)		予備スペース
					計	400	6,600	
飲食L-5 1φ3W 200/100V CEB-3C 調湿型、壁掛型	MCCB 3P 50/50 7,000VA	①	ELCB 2P 50/20	100	400			照明・熱風
		②	ELCB 2P 50/20	100		800		冷蔵庫
		③	MCCB 2P 50/20	100		650		炊飯器等
		④	MCCB 2P 50/20	100		300		テレビ機
		⑤	ELCB 2P 50/20	100		800		エアコン
		⑥	ELCB 2P 50/20	100		50		ガス給湯器
		⑦	(ELCB 2P 50/20)	(200)		(3,000)		予備スペース(電致型)
		⑧	(ELCB 2P 50/20)	(100)		(1,000)		予備スペース
					計	400	6,600	

飲食施設 共用分電盤

器具名	主幹用器 (AF/AT)	回路番号	配線用遮断器 AF/AT	電 圧 (V)	負荷容量			備 考
					照明 (VA)	コンセント (VA)		
飲食L-6 1φ3W 200/100V CEB-3C SUS WP 壁掛型	MCCB 3P 100/50 8,300VA	①	ELCB 2P 50/20	100	250			多目的スペース照明
		②	ELCB 2P 50/20	100		1,000		冷蔵庫
		③	ELCB 2P 50/20	100		1,000		冷蔵庫
		④	ELCB 2P 50/20	100		1,000		冷蔵庫
		⑤	ELCB 2P 50/20	100		1,000		冷蔵庫
		⑥	ELCB 2P 50/20	100		500		ステージ
		⑦	ELCB 2P 50/20	100		500		ステージ
		⑧	ELCB 2P 50/20	100	50			リモコントランス
		⑨	ELCB 2P 50/20	100		(1,000)		予備
		⑩	ELCB 2P 50/20	100		(1,000)		予備
		⑪	ELCB 2P 50/20	200		(1,000)		予備
					計	1,300	7,000	

バーグラ動力盤

器具名	主幹用器 (AF/AT)	回路番号	配線用遮断器 AF/AT	電 圧 (V)	負荷容量			備 考
					照明 (VA)	コンセント (VA)	動力 (kW)	
バーグラP 動力盤 3φ3W 200/100V CET22sq SUS WP 引込開閉器より	21.2kW	①	ELCB 3P 50/30	200			5.3	パッケージエアコン
		②	ELCB 3P 50/30	200			5.3	パッケージエアコン
		③	ELCB 3P 50/30	200			5.3	パッケージエアコン
		④	ELCB 3P 50/30	200			5.3	パッケージエアコン
		⑤	(ELCB 3P 50/30)	(200)				予備スペース

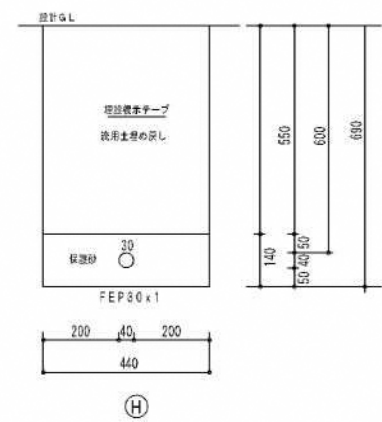
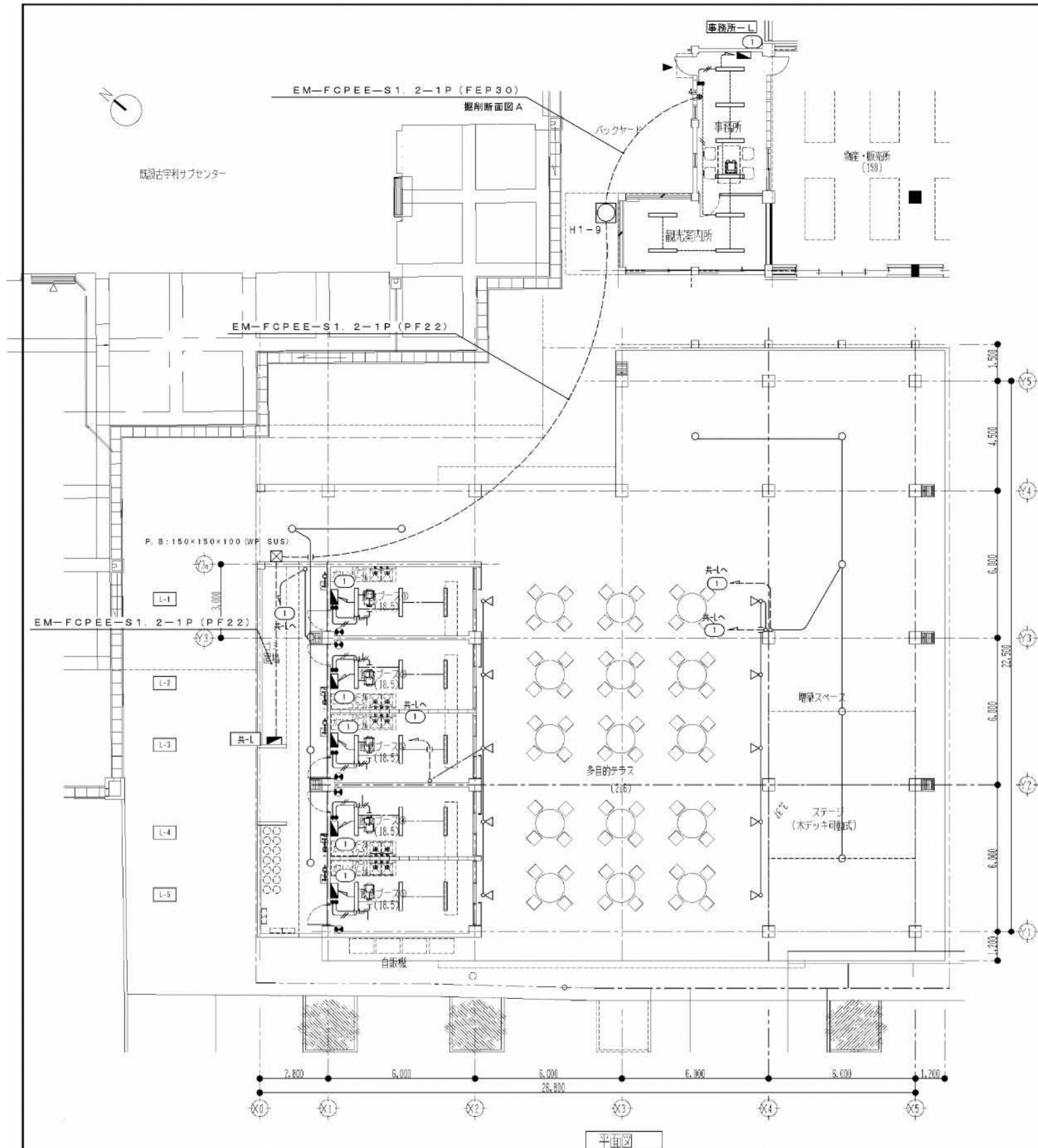
バーグラ分電盤

器具名	主幹用器 (AF/AT)	回路番号	配線用遮断器 AF/AT	電 圧 (V)	負荷容量			備 考
					照明 (VA)	コンセント (VA)	熱風 (VA)	
バーグラL 電灯分電盤 1φ3W 200/100V CET14sq 調湿型 壁掛型 引込開閉器より	MCCB 3P 50/30 4,140VA	①	MCCB 2P 50/20	100	600			事務用L
		②	ELCB 2P 50/20	100	300			照明
		③	MCCB 2P 50/20	100		300		コンセント
		④	ELCB 2P 50/20	100		500		屋外照明電源
		⑤	ELCB 2P 50/20	100		1000		自動販売機
		⑥	MCCB 2P 50/20	100		300		コンセント
		⑦	MCCB 2P 50/20	100			140	熱風
		⑧	(ELCB 2P 50/20)	(100)		(1000)		予備スペース
					計	900	3,100	140

事務用分電盤

器具名	主幹用器 (AF/AT)	回路番号	配線用遮断器 AF/AT	電 圧 (V)	負荷容量			備 考
					照明 (VA)	コンセント (VA)	空調 (VA)	
事務用L 1φ3W 200/100V CEB-3C 調湿型 壁掛型 バーグラより	MCCB 3P 50/40 6,100VA	①	MCCB 2P 50/20	100	500			事務用照明電源
		②	MCCB 2P 50/20	100		1,000		事務用
		③	MCCB 2P 50/20	100		1,000		事務用
		④	MCCB 2P 50/20	100		1,000		暖気案内灯
		⑤	ELCB 2P 50/20	200			1,600	エアコン
		⑥	ELCB 2P 50/20	100		(1,000)		予備
					計	500	4,000	1,600

工事名称	古平利島観光拠点施設建設工事(電気) (飲食施設・バーグラ改修工事の1)	工事年度	令和元年度
工事場所	今帰仁村字古平利島地内	図面名称	分電盤負荷表
発注機関	今帰仁村建設課	図面番号	E-06
指 定	管理建築士	設 計	製 図
機 印	管理建築士 松山 壽治	設 計	製 図
所 在 地	那覇市久米地1丁目2番20号	発注者氏名	那覇市久米地1丁目2番20号



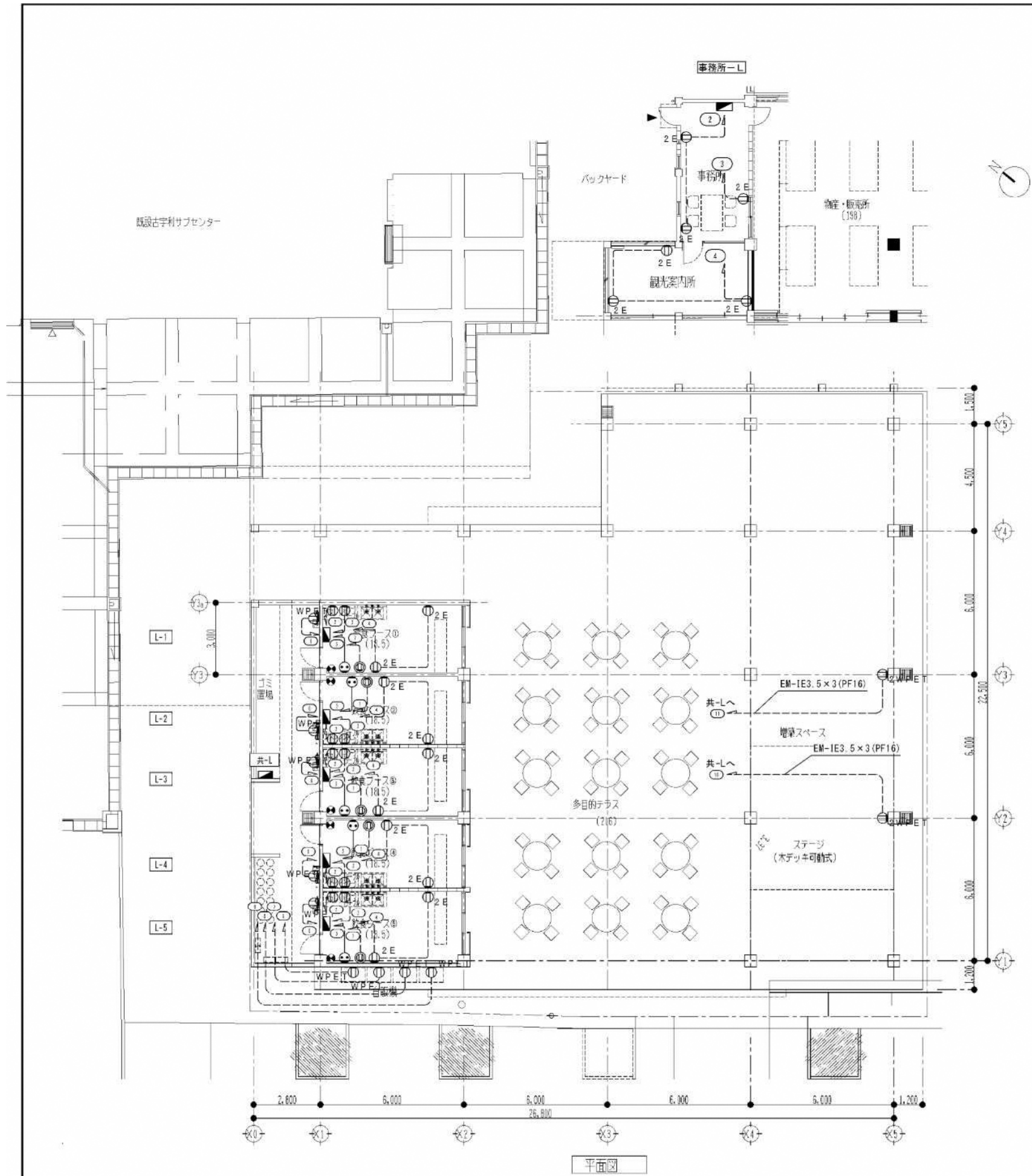
記号		
■	電灯分電盤	
●	埋込スイッチ	1P16A×2
□	位置ボックス	
4●	リモコンスイッチ	4回路用

- 注) 1. 壁内への立上げ、立下げ配管は目隠しすること。
注) 2. 特記なき配管配線は、下記とする
- EM-EF2 0-3C (天井コログシ)
 - EM-EF2 0-3C (PF16)
 - EM-EF2 0-3C (PF16)
 - EM-IE2 0×2 (PF16)
 - EM-IE2 0×3 (HIVE16)
 - EM-IE2 0×2 (HIVE16)

A	直付40形 防湿防雨型 3200lmタイプ	C	LEDダウンシーリング 60形電球1灯器具相当
LSS1MP/RP-3000LMLE9		電球色 (2700K)、Ra83 器具光束530lm、消費電力5.9W、電圧100V 防雨型、拡散タイプ カバー：プラスチック (ホワイト) 参考品番：LGW51511LE1 (パナソニック)	
B	直付40形 防湿防雨型 W150 5200lmタイプ	D	LEDスポットライト 白熱灯60W相当
LSS9MP/RP-4650LMLE9		LED12.5W 演色性 Ra83 光束 1.8Kg IP65 2700K ステンカラー色 樹脂塗装 参考品番：LLS-7000LUME (大光電機)	

飲食ブース①		多目的テラス		事務所	
A	3	C	10	B	4
飲食ブース②		D	10	観光案内所	
A	3			B	4
飲食ブース③					
A	3				
飲食ブース④					
A	3				
飲食ブース⑤					
A	3				

工事名称	古平利島観光拠点施設建設工事 (電気) (飲食施設・バーゴラ改修工事の1)	工事年度	令和元年度
工事場所	今帰仁村古平利島地内	図面名称	電灯設備平面図
発注機関	今帰仁村建設課	縮尺	1/100 (1/200)
描 画	管理建築士 松山 善治	図面番号	E-07
検 印		設 計	松山 善治
		校 正	松山 善治
		所 在 地	那覇市久茂地1丁目2番20号

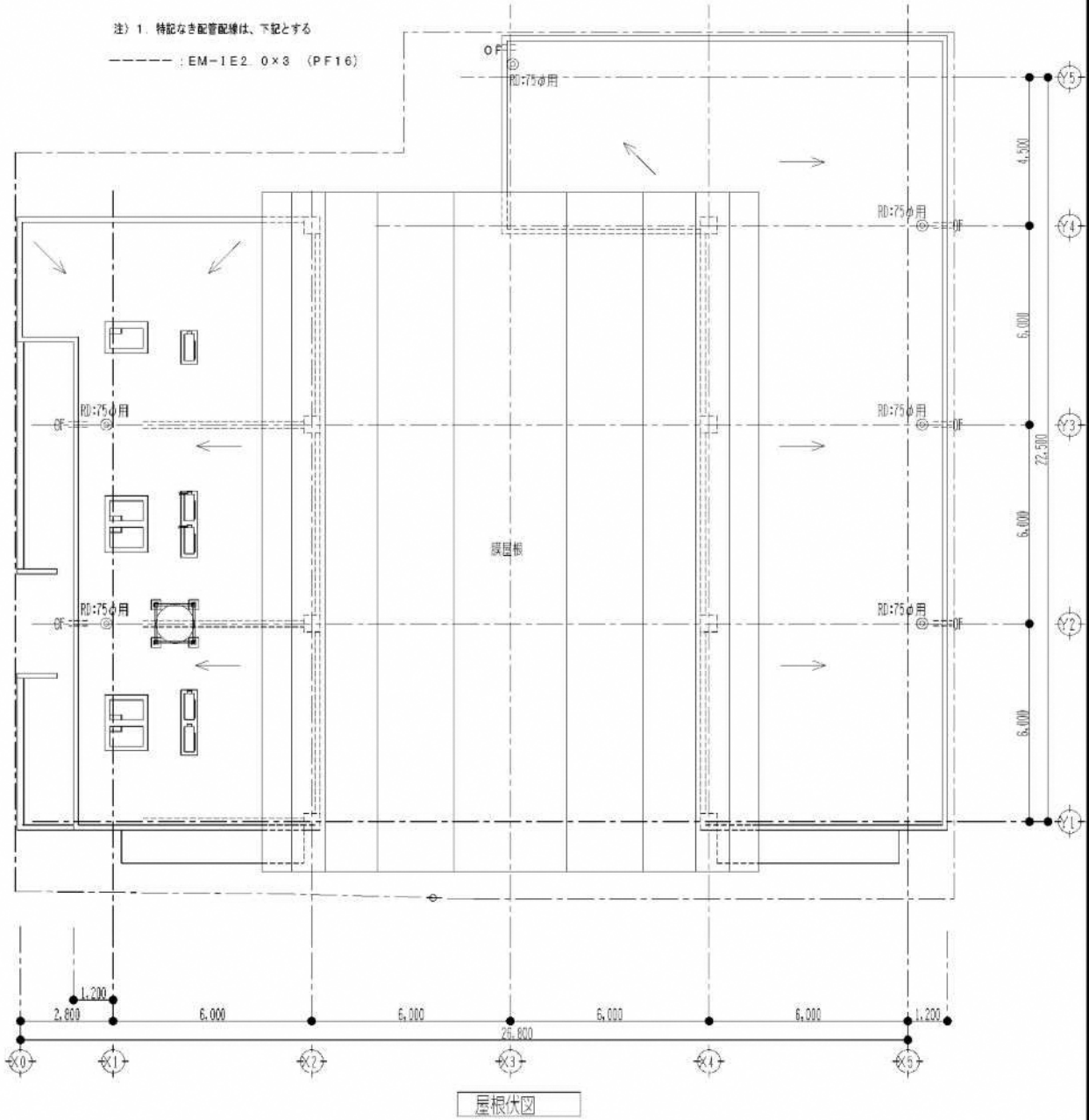


凡 例

記 号	名 称	規 格
	電灯分電盤 (H:2000)	
①	壁付埋込コンセント	2P15A x 1 (E付) 125V
① 2E	壁付埋込コンセント	2P15A x 2 (E付) 125V
① WPET	壁付防水コンセント	2P15A x 1 (抜止め 接地極 接地端子付 鍵付) 125V
① 2WPET	壁付防水コンセント	2P15A x 1 (抜止め 接地極 接地端子付 鍵付) 125V
②	壁付埋込コンセント (エアコン用, H:2000)	2P15A x 1 (E付) 125V
③	壁付埋込コンセント	2P15A x 1 250V

注) 1. 特記なき配管配線は、下記とする

--- EM-IE2 0x3 (PF16)



工事名称	古平利島観光拠点施設建設工事 (電気)	工事年度	令和元年度
工事場所	(飲食施設・バーゴラ改修工事の1)	図面名称	コンセント設備平面図
発注機関	今帰仁村古平利島地区	縮 尺	-
描 画	今帰仁村建設課	図面番号	E-08
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	株式会社 国建
		資格者氏名	管理建築士 松山 晋治
		登録番号	(720) 登録第114948号
		所 在 地	〒904-2102 那覇市久茂地1丁目2番20号

※ () はA3巻の縮尺

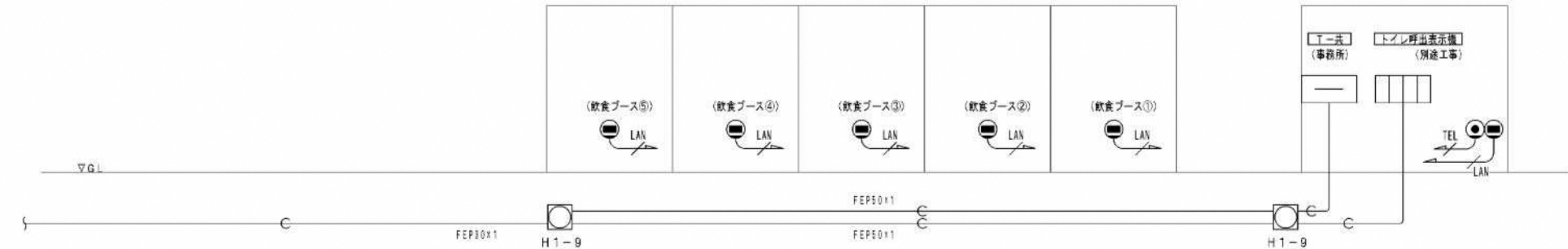
（特記事項）		
注）1 特記なき配管配線は、下記とする		
記号	名 称	備 考
CAT5	EM-CAT5E-4P（PF16）	情報
TEL	EM-BETO 5-2P（PF16）	電 話
7C	EM-7C-FB-S（HIVE22）	T V
5C	EM-5C-FB-S（PF16）	T V

凡 例		
記 号	名 称	備 考
≡	端子盤（SUS WP）	T V機器収納、コンセント付
●	情報用アウトレット 壁付	モジュラーシ ッャック RJ45×1
●	電話用アウトレット 壁付	モジュラーシ ッャック RJ11×1
◎	直列ユニット 壁付 中間用	UHF用
◎	直列ユニット 壁付 末端用	UHF用
T ...	UHFアンテナ	2Q素子、ステンレス
△	屋上アンテナマスト	自立型 3m
△	防雨入替カバー	

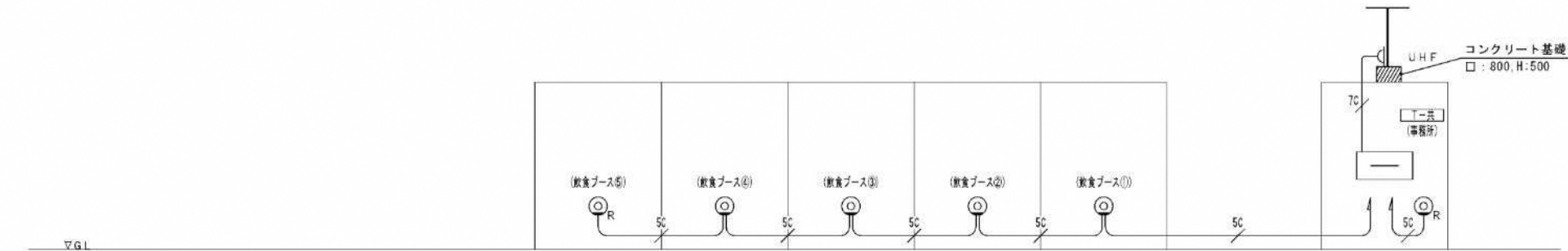
弱電端子盤リスト				
設置場所	盤 名 称	電 話	テレビ機器	その他
事務所	T-共（SUS）	10P	ブースター 4分配器	コンセント2P15A×2

注）1. 室内への立上げ、立下げ配管は目隠しすること。

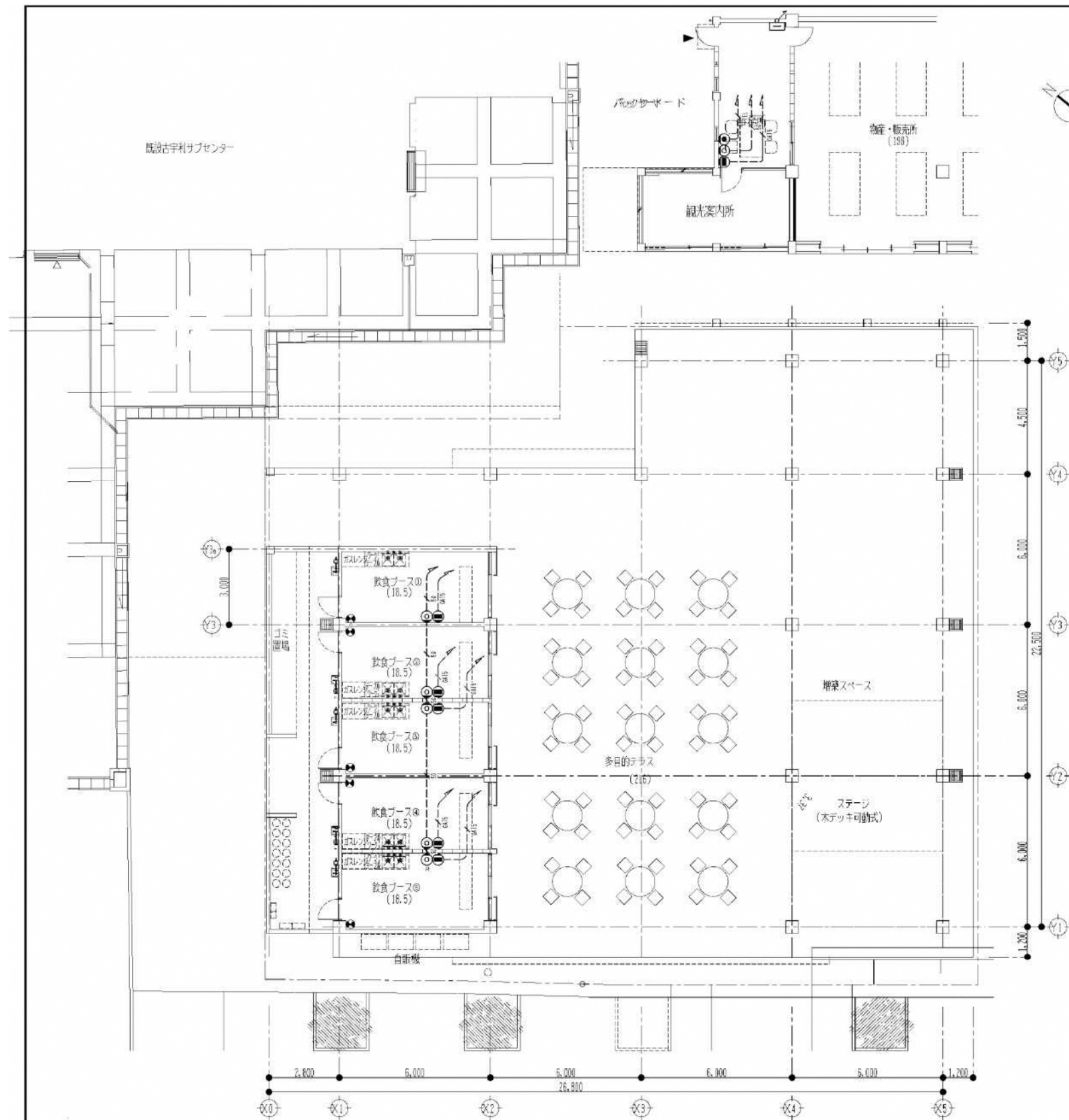
情報・通信設備系統図



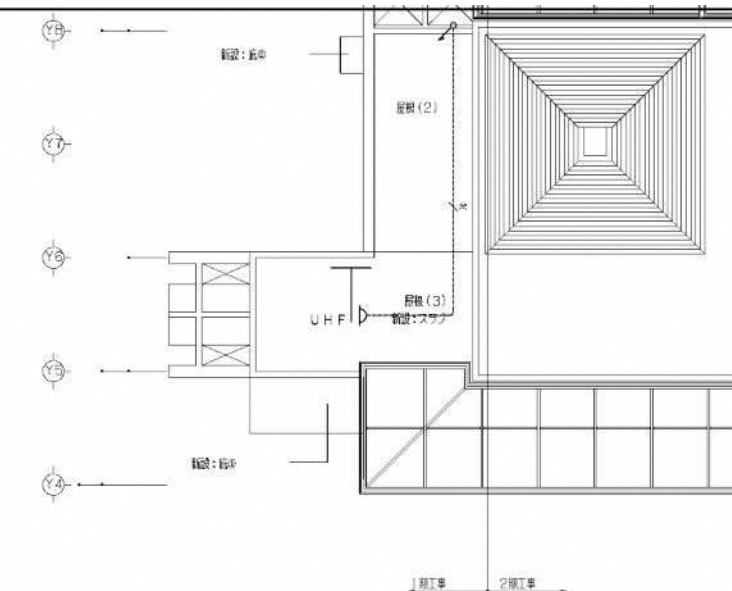
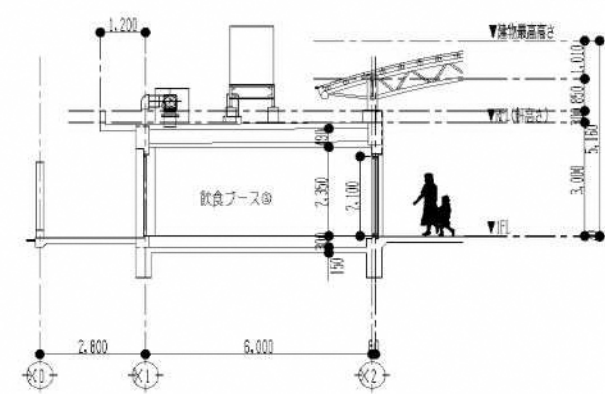
テレビ共聴設備系統図



工事名称	古宇利島観光拠点施設建設工事（電気） （飲食施設・バーゴラ改修等の1）	工事年度	令和元年度
工事場所	今帰仁村古宇利島地内	図面名称	弱電設備系統図
発注機関	今帰仁村建設課	縮 尺	—
指 定		図面番号	E-09
機 印	管理建築士 設 計 監 査	設 名 称	株式会社 国建
		資格者氏名	管理建築士 松山 豊治
		登録番号	（725）登録第114948号 （建築士会）（建築士会）（建築士会）
		所 在 地	那覇市久茂地1丁目2番20号



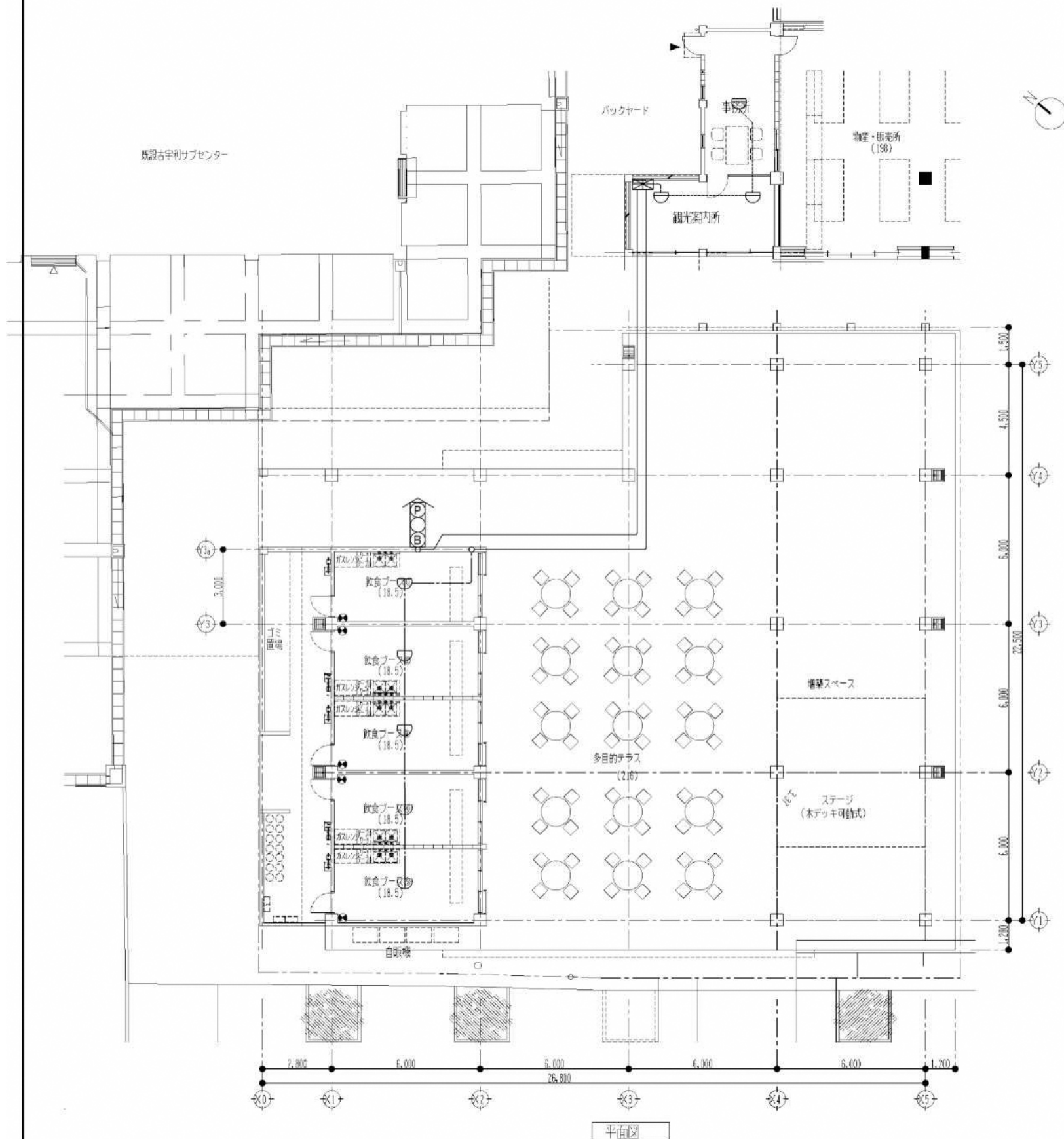
平面図



屋根伏図

工事名称	古宇利島観光拠点施設建設工事(電気) (飲食施設・バー・カウチ・ボードの1)	工事年度	令和元年度
工事場所	今帰仁村古宇利島地内	図面名称	電気設備平面図
発注機関	今帰仁村建設課	縮尺	1/100 (1/200)
備考		図面番号	E-10
設計者	管理建築士 松山 善治	設計者氏名	管理建築士 松山 善治
校印		登録番号	一級建築士 (大建) 登録第114948号 二級建築士(建築) 登録第154719号
		所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号

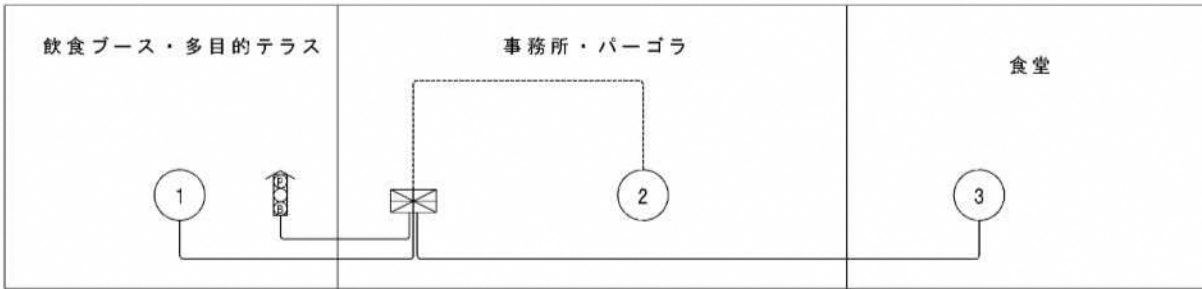
※ () はA3巻の縮尺



記 号	名 称	備 考
	受 信 機	P型2級 5回線
	総 合 盤	P型2級 屋外型
	スポット型感知器	差動式 2種(露出)
	スポット型感知器	定温式 1種防水
	警戒区域番号	
	配 管、配 線	HP1、2-2C (天井コログシ)
	配 管、配 線	HP1、2-2C (PF16)
	配 管、配 線	HP1、2-2C (HIVE16)

※ 特 記

- 1) 感知器は、壁又は梁等から0.6m(熱感知器は0.3m)以上、換気口等の空気吹き出し口から1.5m以上離れた位置に設けること。
- 2) 感知器は、0.6m以上(熱感知器は0.4m以上)の梁毎に設置すること。
- 3) 地区警報はベル鳴動とし、一斉鳴動方式とする。
- 4) 非常用通報装置用のアナログ回線を申込こと。



自動火災報知設備幹線系統図

工事名称	古宇利島観光拠点施設建設工事(電気) (飲食施設・パーゴラ改修工事の1)	工事年度	令和元年度
工事場所	今帰仁村古宇利島地内	図面名称	自動火災報知設備平面図・系統図
発注機関	今帰仁村建設課	縮 尺	1/100(1/200)
描 写	管理建築士	図面番号	E-11
検 印	設計	製 図	設 名 称 株式会社 国建
			資格者氏名 管理建築士 松山 善治
			登録番号 (大建)登録第114948号
			一級建築士登録第154-710
			所 在 地 那覇市久茂地1丁目2番20号